

注: 本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文について  
は英語版ニュースレターをご参照下さい。



## A Closer Look オプションと ストラクチャード・ デリバティブによるヘッジ会計

### はじめに

今月、国際会計基準審議会(IASB)は、国際財務報告基準(IFRS)のヘッジ会計について、新たな提案を行うドラフトを公表した。長らく待たされたこの改訂案は、最終的には金融商品の会計に関する新たな基準書、すなわち IFRS 第 9 号の一部となるものである。発効日は 2015 年 1 月 1 日となる予定である。ドラフトは、12 月初めまで IASB ウェブサイトで入手可能である。

IASB は、現行 IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項に対する多くの重要な変更を提案している。全体的な影響として、ヘッジ会計を適用する機会が増え、また、結果としてリスク管理活動から生じる損益の変動が小さくなる。従来は、会計ルールの制限により、ヘッジ会計を適用しない企業もあれば、場合によっては、リスク管理アプローチを変更して適格性を満たした企業もあった。そのため、これらの制限が廃止されたことで、「リスク管理の変更」と「ヘッジ会計の適用」が促進されるであろう。

新たな提案の一部に関する実務上の影響に焦点を当てるべく、我々は現行 IAS 第 39 号の要求事項と新たな提案を対比させる一連の設例を作成した。本号はその一連の設例の第 1 稿となるものであり、次の改正点を検討するものである。

- ヘッジ手段として指定したオプションの会計
- ヘッジの有効性判定の要求事項

次号では、非金融商品項目のリスク要素のヘッジの適格性に関する改正点について検討する。

後述の設例では、次の 4 つのヘッジ手段のそれぞれのヘッジ関係について、新たな提案におけるヘッジ会計と現行 IAS 第 39 号の比較を行うこととする。

- 通常の先渡契約
- 通常の買建オプション
- ゼロ・プレミアム・カラー(またはゼロ・コスト・カラー)
- ゼロ・プレミアム・ストラクチャード・オプション契約(または「フォワード・エクストラ」契約)

後述の設例では、石油価格のリスクに対するエクスポージャーに焦点を合わせているが、本号の原則は、他の価格または相場のリスク(例えば、外国為替リスク)にも適用し得る。

簡略化のため、デリバティブ契約において特定される石油価格と予定購入取引の間にベースリスクはないものと仮定する。これらの設例で使用する数字は単に例示を目的とするものであるということをご留意いただきたい。すべてのヘッジ手段は、現金で純額決済される。

### リスク管理目的

後述の設例では、事業使用目的で現物市場より石油を購入しており、石油価格の変動に晒されている企業について検討する。簡略化のため、石油を物理的に受け取った日に消費し、費用化するものと仮定する。

取締役会によって承認されたリスク管理方針は、企業が、先渡契約を使用して石油価格を固定する、または買建オプションを使用して石油価格の上昇に備えることを認めている。リスク管理目的は、手数料またはオプション・プレミアムを含む価格が全体として、(社内で設定した)予算価格と同等またはより良い価格となるようにすることにある。

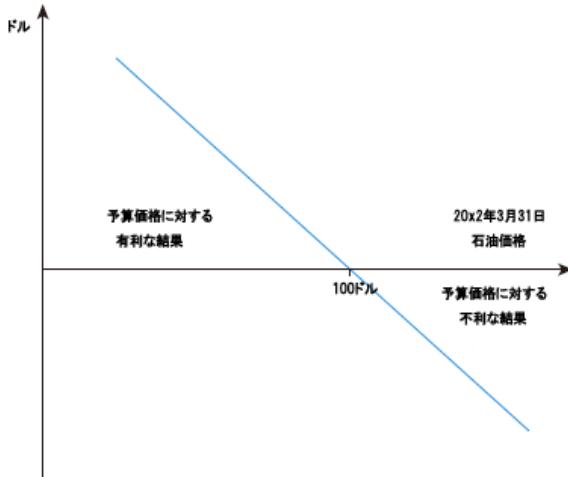
予算価格は、設定される時点では、予想される先渡価格と等しい、またはそれよりも高いとされる。そのため、いずれのヘッジ手段を使用するかについては、ある程度の自由裁量がある(すなわち、予算価格は、オプション・プレミアムのため、ある程度の余裕を持って設定されている)。社内の専門家により、企業は、ヘッジ戦略に影響を及ぼす将来の石油価格が予算価格の範囲内に収まるとの見解を有している。

1 本資料に記載されているオプションは、満期時にのみ行使され、満期時に充足することを条件(すなわち「トリガー」)としたヨーロピアン・タイプのオプションである。

## ヘッジ対象の説明

ヘッジ対象は、可能性の非常に高い予定購入取引であり、20X2年3月31日に現物市場で石油100千バレルを購入するものである。ヘッジ開始日は20X1年7月1日で、企業の期末日は20X1年12月31日である。次のグラフは、100ドルの予算価格に対する石油価格のエクスポージャーを示している。

図1. 予算価格100ドルに対する予想利得/損失



## 通常の先渡契約によるヘッジ

次の表では、先渡契約の条件を要約している。先渡契約は100千バレルの石油価格を、約定日に1バレル当たり90ドルの先渡レートで固定し、開始時の公正価値はゼロである。次のグラフは、当該金融商品のペイオフと、予算価格に基づいてヘッジされているリスクと組み合わせた場合のネットの結果を示している。

取引日:	20X1年7月1日
満期日:	20X2年3月31日
名目:	石油100千バレル
価格:	90ドル
プレミアム:	ゼロ
決済:	現金での純額決済

図2. 先渡契約に係わるネットの利得/損失のプロファイル

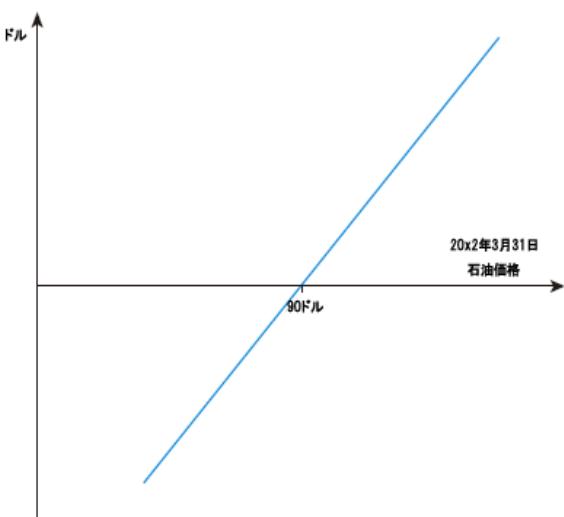
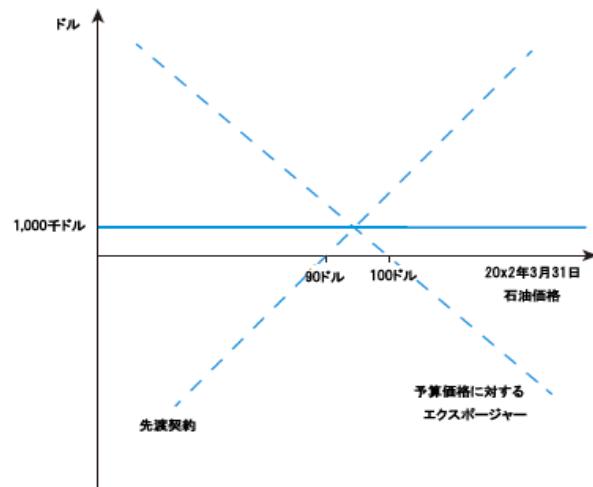


図3. 予算価格100ドルに対するネットの利得/損失



当該ヘッジ手段の利点は、全体的な石油の取得原価が1バレル当たり90ドルに固定されることと、ヘッジの開始時に当初支出がないことである。しかし、当該金融商品によって、企業は、石油価格の下落による利益を得ることができない。

## 当該金融商品のIAS第39号におけるヘッジ会計

- ヘッジ会計は、当該金融商品においては単純である。指定したヘッジは可能性の非常に高い予定取引の「キャッシュ・フロー・ヘッジ」であり、ヘッジ関係において正式に指定されなければならない。
- 条件の一一致を前提とした場合(有効性判定について当該方法が使用される場合)、仮想デリバティブは、実際のヘッジ手段と同じ条件を有しており、そのため有効性は高いであろう。有効部分の利得または損失は、その他の包括利益(OCI)を通じて繰延べられ、ヘッジ対象が損益に影響を与える時に損益に振り替えられる。
- 予想的な有効性判定(prospective effectiveness assessment)が要求され、その場合、重要な条件の一一致をベースに行われる。
- 遡及的な有効性判定(retrospective effectiveness assessment)が定量的に行われることが要求される。
- 実際のヘッジの非有効部分(信用リスクの影響を含む)は測定され、損益に認識されなければならない。

## 当該金融商品の新たに提案された IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計

IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の適用は IAS 第 39 号と同様だが、以下の点に留意する必要がある。

- 過去的な有効性テストは、IFRS 第 9 号において要求されないため、予想的な有効性のみ判定する必要がある(ただし、ヘッジの非有効部分の測定は必要)。
- ヘッジ手段が終了するまたは失効する、またはヘッジ対象、ヘッジ手段もしくはその双方についてリスク管理目的が変更されることがない限り、ヘッジ関係は、その後、指定が中止されない。
- 追加のヘッジ会計の開示が要求される。

## 買建オプションによるヘッジ

本契約により、企業は 1 バレル当たり 95 ドルで、石油 100 千バレルを購入するオプションを有する。本オプションは、初期のプレミアム費用として 500 千ドルが発生し、開始時はアウト・オブ・ザ・マネーの状態である。この戦略により、1 バレル当たり 100 ドルで石油価格が守られる(行使価格 95 ドルおよび 1 バレル当たりプレミアム 5 ドル(500 千ドル/100 千バレル))。

次のグラフは、当該金融商品のネットの利得/損失、および予算価格に基づいて、ヘッジされているリスクを組み合わせた時のネットの結果を示している。

取引日:	20X1 年 7 月 1 日
満期日:	20X2 年 3 月 31 日
名目:	石油 100 千バレル
行使価格:	95 ドル
プレミアム:	500 千ドル
決済:	現金による純額決済

図 4. 買建オプションのネットの利得/損失

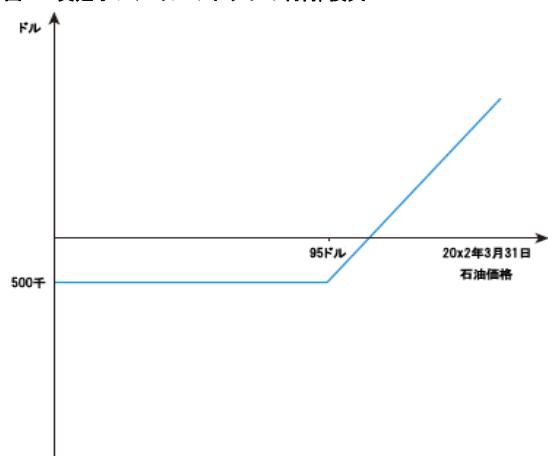
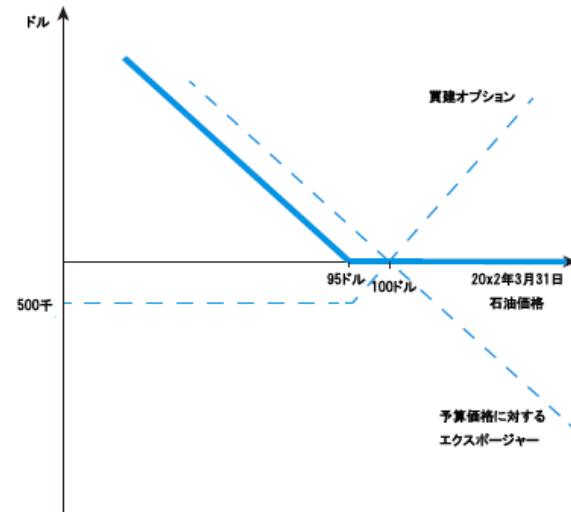


図 5. 予算価格 100 ドルに対するネットの利得/損失



ヘッジのために買建オプションを使用する利点は、企業は、その後の価格下落から利得が生じる一方で、石油価格の上限が定められていることである。しかし、この便益は、最初にプレミアムを支払うため、コストが伴う。

## 当該金融商品の IAS 第 39 号におけるヘッジ会計

- ヘッジ会計は、当該金融商品においても比較的単純である。当該金融商品はネットの売建オプションではないため、適格なヘッジ手段である。指定したヘッジは可能性の非常に高い予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジであり、1 バレル当たり 95 ドルにキャップされている(すなわち、片側リスク)。ヘッジは、ヘッジ関係において正式に指定されなければならない。
- ヘッジ手段の時間的価値は、ヘッジ対象には複製されないので、ヘッジの有効性を高めるため、通常ヘッジ関係から除外される。このため、ヘッジ手段の本源的価値のみがヘッジにおいて指定される。
- そのため、オプションの時間的価値の変動は、公正価値で直接、損益に認識される。そのため、損益の変動性が生じることになる。
- 条件の一致を前提とした場合、仮想デリバティブは、実際のヘッジ手段と同じ重要な条件を有しており、そのため指定した本源的価値に対する有効性は高い。有効部分の利得または損失は、OCI を通じて繰延べられ、ヘッジ対象が損益に影響を与える時に損益に振り替えられる。

- 予想的な有効性判定が要求され、その場合、重要な条件の一一致をベースに行われる。
- 過及的な有効性判定が定量的に行われることが要求される。
- 実際のヘッジの非有効部分は測定され、損益に認識されなければならない。

#### 当該金融商品の新たに提案された IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計

- 提案された IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の適用との主な違いは、後述のとおり、ヘッジ手段の時間的価値の会計処理である。
- ヘッジ手段とヘッジ対象で条件が一致すると仮定して、予定取引が発生するまで(オプションの満期と同日に発生すると仮定)、オプションの時間的価値の変動は、OCI に認識される。<sup>2</sup> このため、IAS 第 39 号と比較して、時間的価値から生じる損益の変動性は排除され、その代わりに OCI に記録される。
- 満期時、オプションの時間的価値はゼロであるため、OCI に累積された金額は 500 千ドルになる。
- 予定取引の発生時に、累積された時間的価値は、繰延べられた本源的価値とともに(すなわち、オプションがイン・ザ・マネーで満期となる場合)、資本から取り除かれ、損益に認識されるヘッジ対象の一部として記録される。したがって、オプションの 500 千ドルのコストは、最終的に損益に記録されるが、損益の変動性は小さくなる。
- (前述の先渡契約で記述のとおり)、有効性テスト、指定の中止および開示については、追加の IFRS 第 9 号の要求事項もまた適用になる。

#### ゼロ・プレミアム・カラーによるヘッジ

当該契約は、買建オプションと売建オプションを組み合わせたものである。買建オプションの条件は、行使価格が 100 ドルという条件を除いて、前述と同様である。売建オプションの条件は、オプションがオプション保有者によって行使された場合、企業が 1 バレル当たり 80 ドルで石油 100 千バレルを購入することが要求される(1 バレル当たりの市場価格が 80 ドル以下の場合に行はれる可能性がある)。買建オプションにおいて支払われるオプション・プレミアムの 500 ドルは、売建オプションにおいて受け取るプレミアムの 500 ドルと相殺され、ゼロ・プレミア

ムの合成カラー契約となる。

次のグラフは、当該金融商品のネットの利得/損失、および予算価格に基づいて、ヘッジされているエクスポージャーを組み合わせた時のネットの結果を示している

取引日:	20x1 年 7 月 1 日
満期日:	20x2 年 3 月 31 日
名目:	石油 100 千バレル
行使価格の上限:	100 ドル
行使価格の下限:	80 ドル
プレミアム:	ゼロ
決済:	現金での純額決済

図 6. カラー契約のネットの利得/損失

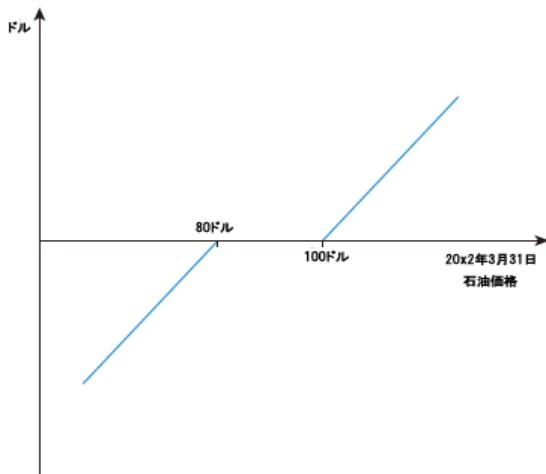
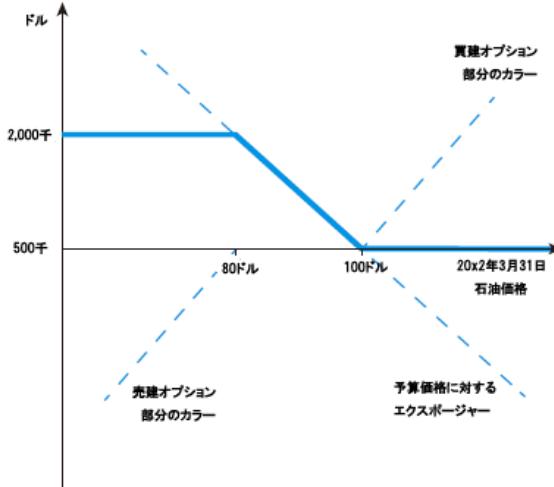


図 7. 予算価格 100 ドルに対するネットの利得/損失



当該契約は「カラー」の範囲内で、石油価格が固定されている。企業は 1 バレル当たりの石油価格が 80 ドルまで値下がりする可能性から利得が生じるが、一方で 100 ドルまで値上がりする可能性にも晒されている。当該契約は、売建オプションを含んでいたためプレミアムの支払いは要しないものの、価格の上限を設けることのコストが生じている。

2 当該ヘッジは「取引に関連したヘッジ」として扱われることに留意。期間に関連したヘッジの会計処理とは異なる。ドラフトの B6. 5. 29 項参照。

## 当該金融商品の IAS 第 39 号におけるヘッジ会計

- 当該契約のヘッジ会計は、ネットの売建オプション(取引開始時に、ネットのプレミアムの受け取りがある場合に該当する)ではないため、認められる。
- ヘッジ会計の適用は、前述の買建オプションの適用と同様であるが、ヘッジされるリスクは、1バレル当たりの価格が 100 ドル超または 80 ドル未満となるリスクである。
- 当該契約でネットでのプレミアムの支払いは生じないものの、各オプションの時間的価値は時間の経過と共に変動し、いずれの会計期間においても、同額となる可能性は低い。このため損益に変動性が生じる。
- 各オプションの取引開始時の時間的価値は同額で、満期時までにゼロまで減少する。このため、取引開始時から満期までの時間的価値の累積変動額は、同額で反対となることに留意する。

## 当該金融商品の新たに提案された IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計

- IFRS 第 9 号でのヘッジ会計は、(取引開始時と満期時に)同額で反対の時間的価値を有する、買建オプションと売建オプションの双方を含む契約全体に適用されるということを除いては、前述の買建オプションに関して新たに提案された IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計と同様である。
- ゼロ・プレミアム・カラーを使用する影響は、契約期間全体にわたって OCI に累積された時間的価値がゼロになり、したがって、契約の満期時に資本から除かれる時間的価値がないということである。しかし、契約の時間的価値は、取引日と満期時の間に変動するため、OCI の変動性が生じる。

## ゼロ・プレミアム・ストラクチャード・オプション契約(または「フォワード・エクストラ」契約)

当該金融商品は、2 つのデリバティブを合成した金融商品である。1 つ目のデリバティブは、100 ドルをキャップとして石油を購入する買建オプションである(前述の買建オプションと同様である)。当該買建オプションは、取引開始時に、正の公正価値 500 千ドルを有する。2 つ目のデリバティブは、満期時の価格が 70 ドル以下の場合に、100 ドルで石油を購入するという、ノック・イン・フォワード契約(または「条件付フォワード」)である。デリバティブの条件付性質と負のペイオフから(次のグラフ参照)、当該デリバティブは、取引開始時に負の公正価値、500 千ドルを有する売建オプションである。2 つのデリバティブの価値を合算すると、取引開始時にゼロになる。契約は満期時に純額で決済される。

買建オプションは、保有者に、20X2 年 3 月 31 日に、1 バレル当たり 100 ドルで石油 100 千バレルを購入するオプションを与える。したがって、20X2 年 3 月 31 日に石油価格が 1 バレル当たり 100 ドルを下回る場合は、オプションは行使されないまま失効することになる。

ノック・イン・フォワード契約は、保有者に、20X2 年 3 月 31 日に、1 バレル当たり 70 ドル以下の場合、20X2 年 3 月 31 日に、1 バレル当たり 100 ドルで石油 100 千バレルを購入することを要求する。

2 つのデリバティブの影響を合わせると、(企業の予算価格である)100 ドルを上回る価格の上昇から保護され、一方で石油価格が(条件付フォワードにおける「トリガー」価格となる)1 バレル当たり 70 ドルを下回った場合にはその利得を得ることができる。当該デリバティブのペイオフは、予算価格に基づくネットの結果と合わせて、次のグラフに示される。

企業は、ヘッジ期間中にわたり石油価格は下落するが、1 バレル当たり 70 ドルは下回らないと予想し、当該金融商品を使用することを選択した。

取引日:	20X1 年 7 月 1 日
満期日:	20X2 年 3 月 31 日
数量:	石油 100 千バレル
買建オプション行使価格:	100 ドル
条件付フォワードのトリガー価格:	70 ドル
条件付フォワードの行使価格:	100 ドル
プレミアム:	ゼロ
決済:	現金による純額決済

図 8. フォワード・エクストラ契約のネットの利得/損失

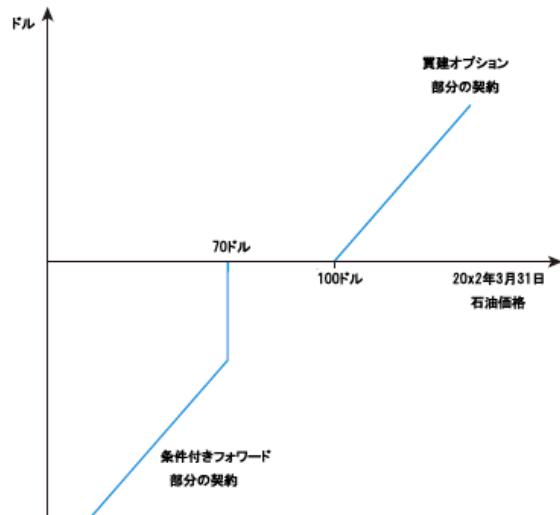
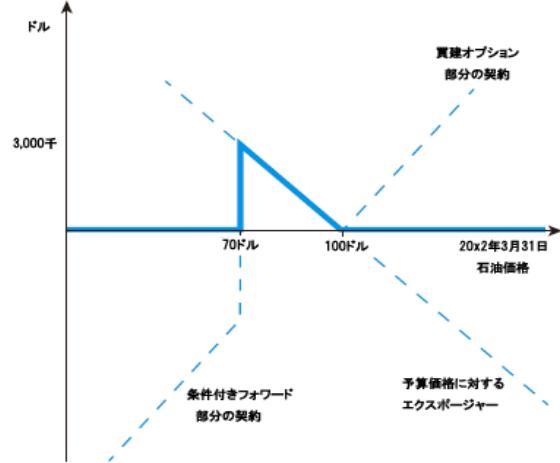


図 9. 予算価格 100 ドルに対するネットの利得/損失



#### IAS 第 39 号におけるヘッジ会計の考慮事項

- ヘッジ手段は、ネットの売建オプションではないため、適格なヘッジ手段である。しかし、このようなヘッジ手段は IAS 第 39 号におけるヘッジ会計において適格となるのは難しいであろう。なぜなら、組成された契約の性質上、ヘッジに非有効部分が生じ、80%から 125% の予想的な有効性判定と遡及的な有効性判定の要求事項を満たせない可能性があるためである。
- 非有効部分は、ヘッジ手段と、条件が一致し

ていない仮想デリバティブを比較することから生じている。典型的には、ヘッジ指定は、100 ドル超および 70 ドル未満の価格に対して行われる（他の指定も可能である）。当該指定によって、仮想デリバティブは、100 ドルの価格キャップと 70 ドルの価格フロアーを有するカラーとなる。当該仮想デリバティブは、実際のヘッジ手段とは異なる。なぜなら、仮想デリバティブは行使価格 70 ドルの売建オプションを含んでいるが、それは実際のヘッジ手段には含まれず、代わりに行使価格 100 ドルの非上場の条件付フォワードが含まれているためである。

- より具体的には、（最初の価格である）70 ドルから 100 ドルの範囲から 70 ドル未満に価格が下落した場合、重要なヘッジの非有効部分が（比率ベースで）生じ得る。これは、70 ドルの境界線が破られる時、行使価格が 100 ドルに跳ね上がるためである。
- 前述したオプションと同様、オプションの時間的価値は、ヘッジ関係から取り除くことができる（しかし、時間的価値を含むことによって、ヘッジの有効性を高める場合もあるため、除外することは必ずしも有益であるとは限らない）。
- 組成されたヘッジ手段の性質上、多様な有効性テストの方法が採用される可能性がある。例えば、単純な比率分析（または「ドル・オフセット」）は、ヘッジされている価格のすべての変動について、80%～125% という要求事項への準拠を証明するのに十分ではないかもしれない。その代わりに、回帰分析のような方法を代替的に、準拠を証明するために使用される可能性がある。
- 有効性を証明するのが不可能である場合、ヘッジ会計は認められないこともあり得る。

#### 提案された IFRS 第 9 号におけるヘッジ会計の考慮事項

デリバティブは、ネットの売建オプションではないため、IFRS 第 9 号において適格なヘッジ手段である。

IFRS 第 9 号のヘッジの有効性に関する要求事項は、IAS 第 39 号とは異なる。IFRS 第 9 号は、80% から 125% の範囲内の相殺という、定量的な有効性を証明することは要求していない。代わりに、IFRS 第 9 号は企業に次のことを要求している。

- i) ヘッジ対象とヘッジ手段の間に**経済的関係**が存在する。
- ii) **信用リスク**の影響が、その**経済的関係**から生じる価値変動に対して優位を占めていない。
- iii) ヘッジ関係の**ヘッジ比率**が、企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の数量、および企業が実際にそのヘッジ対象の数量をヘッジするために使用しているヘッジ手段の数量に起因するものと同一である。<sup>3</sup>

従って、狭い数字上の範囲内で有効性を証明するという困難が排除され、ヘッジ対象とヘッジ手段の間に存在する経済的関係を証明し(信用リスクの影響を十分考慮した上で)、指定したヘッジ比率が適切であることを示すという要求事項に置き替えられている。

後述の分析は次のことを検討している。

- どうのように IFRS 第 9 号における有効性判定の要求事項を、当該ヘッジ関係に適用するか。特に、経済的関係が存在するか、ヘッジ比率とは何かを検討する。
- どのようにオプションの時間的価値を取り扱うか。

### 指定したヘッジされているリスク

企業のリスク管理目的は、100 ドル超への価格上昇に備え、一方同時に、70 ドルまで価格の下落の利得を享受し(すなわち、前述のゼロ・プレミアム・カラーより範囲が広い)、70 ドルを下回るいかなる価格変動もヘッジすることにある。

IAS 第 39 号におけるヘッジ指定と整合して、指定したヘッジされているリスクは、100 ドル超および 70 ドル未満への価格の変動と仮定する。契約の時間的価値は(すなわち、買建オプションおよび条件付フォワードの双方に対する)、ヘッジ指定から除外される。以下のヘッジ有効性の判定の要求事項は当該指定に基づいており、適用し得る代替的指定は考慮していない。また簡略化のため、信用リスクにおける変動による公正価値変動は無視し、有効性の要求事項に関する構成要素は満たされているものと仮定する。実務上、これはヘッジ会計として適格ではない、またはヘッジの非有効部分損益に認識される可能性がある。

### 経済的関係

提案された IFRS 第 9 号は、「経済的関係が存在するという要求事項は、一般的には、ヘッジされているリスクである同一のリスクに対して、ヘッジ手段とヘッジ対象の価値が逆方向に変動することを意味する。そのため、ヘッジ手段の価値とヘッジ対象の価値は、同一の基礎数値に対して、またはヘッジされているリスクに同じように反応する経済的に関連する基礎数値の変動に対して、規則的に変動するという予想がなければならない。」としている(ドラフト:B6.4.3 項)。

また「経済的関係が存在するかどうかの判定は、リスク管理目的に合致することが期待できるかどうかを確かめるための、**ヘッジ期間中のヘッジ関係の生じ得る動きの分析**を含む。」としている(ドラフト:B6.4.5 項)。

経済的関係を評価するためには、ヘッジされているリスクの変動に対する、ヘッジ手段の動きを考慮する必要がある。

### 100 ドルを上回る値動き

100 ドルを上回る価格の上昇について、買建オプションの本源的価値はヘッジされているリスクの価値の変動を完全に相殺するため、経済的関係が存在することは容易に証明される。これは、前述の買建オプションと同様である。

### 70 ドルを下回る値動き

価格が 70 ドルを下回る値動きの場合、デリバティブの価値の変動は、ヘッジされているリスクの価値の変動と反対方向に動く。しかし、相殺の金額は、開始時の価格および価格変動の幅による。

例えば、次に示す 70 ドルを下回る値動き、および仮想デリバティブの公正価値変動(前述)と条件付フォワードの本源的価値の公正価値変動との比較を検討する。当設例では、下記の各時点における先渡価格(20x2 年 3 月 31 日)は、以下のとおりである:

時点	20x2 年 3 月 31 日 先渡価格
20x1 年 6 月 1 日(開始日)	90 ドル
20x1 年 9 月 30 日	60 ドル
20x1 年 12 月 31 日	40 ドル

<sup>3</sup> しかし、当該指定は、ヘッジ会計の目的と整合しない会計上の結果を得るために、(認識するかしないかに係わらず)ヘッジの非有効部分をもたらすヘッジ対象とヘッジ手段の重み付けの間のアンバランスを反映してはいけない。(ドラフト:6.4.1(c)(iii))

価格変動	当期における公正価値変動		累積の公正価値変動		当期の相殺	累積の相殺
	ヘッジ対象	ヘッジ手段	ヘッジ対象	ヘッジ手段		
\$90 to \$60	-\$1,000 千 [100 千 * (\$60 - \$70)]	\$4,000 千 [100 千 * (\$100 - \$60)]	-\$1,000 千 [100 千 * (\$60 - \$70)]	\$4,000 千 [100 千 * (\$100 - \$60)]	25%	25%
\$60 to \$40	-\$2,000 千 [100 千 * (\$40 - \$60)]	\$2,000 千 [100 千 * (\$40 - \$60)]	-\$3,000 千 [100 千 * (\$40 - \$70)]	\$6,000 千 [100 千 * (\$100 - \$40)]	100%	50%

上記の表は、価格変動について、ヘッジ対象とヘッジ手段の間で、(当期ベースおよび累積ベースにおいて)常に相殺されていることを示している。しかし、相殺割合をパーセンテージで示すとその水準は変動している。非有効部分は、公正価値変動 3,000 千ドルの規則的な差異から生じる。その差異は、価格が 70 ドル～100 ドルの範囲内から、70 ドルを下回る時にヘッジ手段から生じたものであり、ヘッジ対象から生じたものではない。これは、条件付フォワードの行使価格が、70 ドルではなく 100 ドルであるためである。

例えば、行使価格が 70 ドルの場合に、価格が 70 ドルから 65 ドルに下落した場合、当該契約は 500 千ドルのアウト・オブ・ザ・マネーになる。しかし、この場合、トリガーは 70 ドルであるが行使価格は 100 ドルであるため、価格が 70 ドルから 65 ドルに動いた場合、3,500 千ドルのアウト・オブ・ザ・マネーになる。

規則的な差異 3,000 千ドルは、存在する経済的関係全体を否定するということにはならない。なぜなら、(前述のテーブルに示されるとおり)相殺が達成されているためである。そのためヘッジ会計は認められる。しかし、規則的な差異 3,000 千ドルは、後述のとおり、指定されたヘッジ比率に潜在的に影響を与えるであろう。

### ヘッジ比率

IFRS 第 9 号は、「ヘッジ関係のヘッジ比率は、企業が実際にヘッジしているヘッジ対象の数量と、そのヘッジ対象をヘッジするのに企業が実際に使用するヘッジ手段の数量から算出された比率と同一でなければならない。」としている(ドラフト:B6.4.8 項)。

さらに、「企業が実際に使用するヘッジ対象とヘッジ手段の数量から算出されるヘッジ比率と同じ比率を使用するヘッジ関係の指定は、ヘッジ会計の目的と整合しない会計上の結果を得るために、(認識するかしないかに係わらず)ヘッジの非有効部分をもたらすヘッジ対象とヘッジ手段の重み付けの間のアンバランスを反映してはいけない。そのため、そのようなアンバランスを避ける必要がある場合、ヘッジ関係を指定する目的として、企業は、実際に使用するヘッジ対象とヘッジ手段の数量から算出されるヘッジ比率を調整しなければならない。」としている(ドラフト:B6.4.9 項)。

この場合、企業は、100 千バレルの名目数量に対するヘッジ手段によって、実際に石油 100 千バレルの予定購入をヘッジする。そのため、開始時点で予想購入に対するデリバティブの比率は 100% (すなわち、1 対 1 のヘッジ比率) であると仮定する。

しかし、前述のとおり、価格が 70 ドルを下回る時、当該ヘッジ指定は規則的な差異、3,000 千ドルを生じさせる。そのため、当該差異が「ヘッジ会計の目的に整合しないかどうか」を判定する必要がある。

IFRS 第 9 号によると、「会計上の結果がヘッジ会計の目的に不整合かどうか判定する際に、関連する考慮事項の例示は、次のとおりである:

- a) 意図したヘッジ比率は、キャッシュ・フロー・ヘッジにおけるヘッジの非有効性部分を認識するのを避けるために設定されているかどうか、またはヘッジ手段の公正価値変動を相殺せずに、公正価値会計の使用を増やす目的で、より多くのヘッジ対象における公正価値ヘッジの調整を達成するために設定されているかどうか。
- b) ヘッジの非有効部分が生じるとしても、ヘッジ対象とヘッジ手段の特定の重み付けの商業的理由があるかどうか。」(ドラフト:B6.4.10 項)

この場合、1 対 1 の比率は、非有効部分を認識しないようにするものではない。実際には、テーブルに示されるとおり、当該比率を維持することにより、ヘッジの非有効部分として測定認識されるオーバー・ヘッジを生じさせる。さらに、価格が 70 ドルを下回る時にヘッジの非有効部分が生じるにもかかわらず、エクスポートヤーをヘッジするためにこの契約を使用する商業的な理由がある。その商業的理由とは、複合買建オプションに関わるプレミアムの支払いを減らすことと、企業が 70 ドルを下回る価格の値下がりを享受することである。

そのため、1 対 1 のヘッジ比率は適切であると結論付けられる。

## 時間的価値の取り扱い

通常の買建オプションおよびゼロ・プレミアム・カラーの設例では、オプションの条件がヘッジされているリスクと一致するため、オプションの時間的価値の変動をすべて OCI に繰延べることが可能であった。

フォワード・エクストラ契約の設例では、オプションの条件は、ヘッジされているリスクの条件に正確には一致しない。これは、契約の下限のトリガー価格(70 ドル)と行使価格(100 ドル)に差異があるためである。

100 ドルを上回る価格変動と 70 ドルを下回る価格変動に対するヘッジ指定を考えると、一致するオプションの条件は、それぞれ 100 ドルと 70 ドルの行使価格(およびトリガー価格)を有する買建オプションおよび売建オプションである。これは実際の売建オプションとヘッジされているリスクに一致するオプション(すなわち、「アラインド・オプション」)との間に差異を生じさせる。

その結果、各契約の時間的価値は、さまざまな時点<sup>4</sup>で異なるであろう。例えば、取引開始時、実際のオプションの時間的価値は 500 千ドルである一方で、アラインド・オプションの時間的価値はそれよりも低いだろう。差異の結果、実際の契約の時間的価値の変動は、会計期間において、完全に OCI に繰延べられないかもしれない。そのため、損益の変動性が生じるだろう。

## 結論

IFRS 第 9 号のヘッジ会計において、1 対 1 のヘッジ戦略は指定に適格である。当該ヘッジ関係から生じるヘッジの非有効部分は、時間的価値のいかなるミスマッチ(繰延べるのは適格ではない)も合わせて測定され損益に認識される。

4 時間的価値の当該取り扱いは、オプションの本源的価値のみが指定されたという仮定に基づいている。オプションの時間的価値がヘッジ指定の中に含まれる場合、異なる会計上の結果が生じることとなる。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそれらの関係会社（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマツを含む）の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 6,400 名の専門家（公認会計士、税理士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト（[www.tohmatsu.com](http://www.tohmatsu.com)）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 カ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 182,000 人におよぶ人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイト トウシュ トーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は [www.tohmatsu.com/deloitte/](http://www.tohmatsu.com/deloitte/) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異なる可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。